

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第22号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 当該小学校就学前子どもに係る保護者が育児休業前の職場に復帰する場合であつて、その復帰する日が月の初日であり、かつ、その復帰する日の属する月の前月から教育・保育施設又は地域型保育事業を利用することを希望する場合に、同月から当該育児休業が終了するまでの間に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用することが必要であると認められること。

第5条第2項ただし書中「4月中」を「5月1日」に改め、「（以下「職場復帰をする場合」という。）」を削り、「当該月の末日」を「同年度の4月30日。以下同じ。」に改め、同条第3項第2号中「（職場復帰をする場合においては、当該月の末日）」を削り、同条第4項第1号中「に掲げる小学校就学前子どもの区分」を削り、同項第4号中「前条第3号」を「前条第4号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 前条第3号に掲げる事由に該当する場合（法第19条第1項第2号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 効力発生日から前条第3号に規定する復帰する日の属する月の前月の末日までの期間

- (5) 前条第3号に掲げる事由に該当する場合（法第19条第1項第3号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 施行規則第8条第8号に掲げる期間

イ 効力発生日から前条第3号に規定する復帰する日の属する月の前月の末日までの期間

第6条第2項ただし書及び第3項第2号中「（職場復帰をする場合においては、当該月の末日）」を削り、同条第4項第1号中「掲げる」を「該当する」に改め、同項第2号中「第4条第3号」を「第4条第4号」に改める。

第7条第1項第1号及び第2項中「子どものための教育・保育給付認定申請書」を「子どものための教育・保育給付等認定申請書」に改める。

第8条第1項中「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を「子どものための教育・保育給付等認定申請書」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請するときは、施行規則第28条の3第1項の申請書は、子どものための教育・保育給付等認定変更申請書とすることができる。

第11条第1項中「第9条第1項」の次に「及び施行規則第28条の6第1項」を加え、「子どものための教育・保育給付認定申請書」を「子どものための教育・保育給付等認定申請書」に改め、同条第2項を削る。

第12条第1項中「第11条第1項」の次に「及び施行規則第28条の8第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「第15条第1項」の次に「及び施行規則第28条の12第1項」を加え、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」を「子どものための教育・保育給付等認定変更申請書」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第17条第1項中「子どものための教育・保育給付認定取消届」を「子どものための教育・保育給付等認定取消届」に改める。

第18条第1項中「子育てのための施設等利用給付認定取消届」を「子どものための教育・保育給付等認定取消届」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、施設等利用給付認定子どもとして第1号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、子どものための教育・保育給付等認定変更申請書により市長に申請することができる。

別表第1号様式の項中「子どものための教育・保育給付認定申請書」を「子どものための教育・

保育給付等認定申請書」に改め、同表第5号様式の項を削り、同表中

第6号様式
第7号様式
第8号様式
第9号様式
第10号様式

を

第 5 号様式
第 6 号様式
第 7 号様式
第 8 号様式
第 9 号様式

に改め、第 1 1 号様式の項を削り、第 1 2 号様式の項を次のように改める。

第 1 0 号様式	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書	第 8 条、第 1 2 条、第 1 6 条及び第 1 8 条
-----------	------------------------	--------------------------------

別表中

第 1 3 号様式
第 1 4 号様式
第 1 5 号様式
第 1 6 号様式

を

第 1 1 号様式
第 1 2 号様式
第 1 3 号様式
第 1 4 号様式

に改め、第 1 7 号様式の項を削り、第

1 8 号様式の項及び 1 9 号様式の項を次のように改める。

第 1 5 号様式	子どものための教育・保育給付等認定取消届	第 1 7 条及び第 1 8 条
第 1 6 号様式	子どものための教育・保育給付認定取消通知書	第 1 7 条

別表中

第 2 0 号様式
第 2 1 号様式
第 2 2 号様式

を

第 1 7 号様式
第 1 8 号様式
第 1 9 号様式

に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。